

第2回ワシントン条約第7条6項に基づく
研究施設登録の制度構築に関する検討会議 議事要旨

●対象標本の範囲

- ・ さく葉標本や凍結された標本には、当然 DNA が含まれている。従って、議論すべき対象は、決議 11.15 に明記されていない、抽出した DNA そのものや生きた動物等になる。
 - ・ 決議 11.15 は条約 7 条 6 項の例外規定であるため、そこに記載されているものは例示ではなく限定列举と解すべき。そうでないと、条約の拡大解釈になる。
- (結論) 条約上の義務を忠実に履行するため、対象標本は、決議 11.15 に規定するものに限定する、なお、世界の博物館でも DNA 標本は「さく葉標本」や「冷凍された博物館標本」の中に物理的に含まれているため、実態上、それらから DNA を取り出すことは可能であるという認識で概ね一致した。

●研究施設の登録手続

【対象となる研究施設】

- ・ 時を経るに従って構成員が入れ替わるものの、組織自体に一貫性・永続性があることが要件になると理解する。
 - ・ 個人は登録対象とはならず、仮に個人が本制度を利用して取得した標本に関する研究を行う場合は、訪問研究者として登録研究施設と協力して行うことが想定されている。
 - ・ 登録単位をどうするかだが、大学と博物館では事情が異なる。海外の事例では、博物館は博物館単位での登録が大半である。他方、大学は、学部や研究所単位で登録されている事例が多い。大学が博物館を有している場合には、当該博物館が登録単位となる。すなわち、一意には決められない。
 - ・ 標本の取得は通常郵送か国際宅配便で行われるので、キャンパスが異なる場所に分散している大学においては、大学単位での登録は機能しない。
- (結論) 研究施設登録の単位についての厳格な規定は置かず、博物館、大学の学部・研究所といった事例を適宜示すのみにとどめ、当該研究施設が登録単位として適切か否かは、実際の申請を受けて個別具体的に審査することで概ね一致した。

【登録に際しての具体的申請項目】

- ・ 管理対象となるべき C I T E S 種の標本は、本制度導入後に取得されたものや新たに判明したものではなく、当該施設が保有する全ての C I T E S 種標本ではな

いか。

- ・決議 11.15 の原文を読む限り、対象標本を、新たに取得したもの限定しているとは解釈できない。
- ・標本目録を整備するとの要件に関し、膨大な所蔵標本を有する大規模な博物館等では、全ての標本をリスト化できていないのが実情である。海外でも、例えば、研究施設として登録されている某植物園でもできていない旨仄聞する。
- ・保有標本を全てリスト化して記録していないと研究施設として登録できないのではなく、データベースを整備してリスト化する作業に着手し実施中であればよいのではないか。
- ・標本の管理体制に関しては、当該施設において標本がきちんと整理・分類された上で記録・保存されているかではなく、学名ごとに分類・配置・保存されているか、そのための体制が整っているかが要件として求められているのではないか。
- ・決議 11.15 の趣旨を踏まえれば、当該施設が標本の保存や管理の方法を確立していれば、仮に全ての標本のリスト化・データベース化が完了していなくても、管理できていると看做してよいのではないか。
- ・目録の定期的提出を研究施設側に課すと、特に所蔵量が多い施設には大きな事務負担となり、本制度導入の便益を享受しにくくなるので、目録は登録研究施設が常備し管理できていればよく、目録と標本の乖離を未然に防止するには、当該施設が提出する年次報告を確認したり、管理体制に疑義が生じた場合の立入検査を制度として有していれば十分なのではないか。

(結論) 本制度の対象となる標本は当該研究施設が保有する C I T E S 種全てだが、それらが全て目録に記載済みである必要はなく、全点を目録に記載し整理すべく真摯に作業中であれば十分とする方向性が認められた。

また、標本の管理体制については、当該施設が現に有する管理体制を標本数・設備・人員体制等から多角的に検証し、社会通念上及び学術上の観点から総合的に見て、妥当な管理体制を有すると判断できれば足りるという意見が大勢となった。他方、施設ごとに異なる情報が提出されることを防ぐため、フォーマットの策定は必要であり、具体的にいかなる項目をフォーマットに含めるかは継続審議となった。

更に、目録管理を含む管理体制の健全性を担保するための立入調査制度設置の重要性が認識された。

【審査体制及び審査後の措置】

- ・一次審査を書面審査により経済産業省が行った後、有識者を中心とした審査会が

二次審査を行う体制には異論はないと考える。一方、国内法制度との整合性等の観点や、申請している研究施設の実情把握等の観点から、審査会には有識者に加えて関係省庁も委員として参加した方がよいのではないか。

(結論) 上記提案に反対意見はなく、審査会是有識者及び関係省庁で構成され、委員は本制度導入前に任命されることを軸に検討を進めることとなった。

【登録研究施設の有効期間】

- ・ 原案の3年間というものには疑問を感じる。海外の事例では、米国が4年の期限を設定している以外は、期間の定めを設けていない国も多いと承知する。そのため、無期限でもよいかとは思いますが、日本には博物館の指定管理者制度が存在し、登録に有効期間を設けないと指定管理者制度と研究施設登録制度の間に乖離が生じ得るため、有効期間という区切りを設定することは排除しない。なお、仮に有効期間を設定する場合には、期間を5年にするのはどうか。
- ・ 有効期間は、登録要件の厳格さとのバランスで決まるのではないか。すなわち、登録要件が厳格なほど有効期間は長めとするのが平衡感覚というもの。
- ・ 当初は有効期間を定めて本制度の運用を開始し、暫く様子を見て問題がないようであれば、自動更新に近い制度に改めることでも良いのではないか。また、重大な規約違反により研究施設登録の取消しが行われた場合には、その事実は公表しても良いのではないか。

(結論) 本制度の導入時には登録施設の有効期間を設定するが、その後の運用状況を踏まえつつ随時見直すこと、研究施設登録の取消しがあった場合には当該措置を公表することを軸に議論を継続することとなった。有効期間の長さについては複数の異なる意見があり、継続審議となった。

【登録研究施設の責務】

- ・ C I T E S の取引データベースには、取引された種・日時・数量が記載されており、その元となる情報を毎年提供するのは締約国の法的義務であることに鑑み、日本政府管理当局である経済産業省への登録研究施設からの年次報告は不可欠であろう。
- ・ 登録研究施設の責務である「本制度を利用して取得した標本に関する学術研究の成果の報告」については、C I T E S に係る規制には求められていないため不要ではないか。
- ・ 今時は、どのような研究施設であっても、きちんと研究活動を実施していることを証明するため、旬報・年報等の形態で、当該研究施設全体の研究実績を公表し

ている。従って、仮に研究成果の報告を義務付けるのであれば、そのような既存の報告書類をそのまま提出し、本制度を用いて得た標本に起因する研究が記載されている場合には、当該箇所に印をつけておくという対応で良いのではないか。

- ・ 学術研究の報告を行うにしても、毎年というのは現場の観点から負担が大きいところ、数年ごとに訪れる更新の機会に提出するのも良いのではないか。
- ・ 例えば博物館では、恒常的に標本を集めて標本数や種類を充実させたり、それらを後世の研究者に残したりすること自体が業務である側面もあるので、研究報告の提出と言われても困惑をおぼえる。
- ・ この制度を利用した研究実績であれば点数も少なく負担感はない。そうした研究実績のリストの提出を求めるとするの也不错。

(結論) 本条約の義務である年次報告の提出のため、登録研究施設に報告を義務付けることには異論はなかった。他方、報告内容として、研究成果を含めるか否か、含める場合に具体的にどのような報告を求めるかについては種々の意見があり、継続審議となった。

【CITES種の標本の国内での移動】

- ・ 標本の目的外使用を防止するため、標本の国内移動についてよく議論すべき。
- ・ 貸与・譲渡等により、本制度を利用して取得した標本を登録研究施設が国内で移動させた際には、報告した方が良いのではないか。
- ・ 標本移動の記録は、標本の現時点での所在を明らかにする観点から、そして標本の追跡という観点から必要ではないか。
- ・ 植物標本の場合、国内機関へ貸し出すことはある。しかし、最近は標本のデジタル画像化が進んでおり、これが進めば、外部の者でも当該画像にアクセスできる機会が増え、物理的な貸出しは減少傾向にある。
- ・ 本制度で登録されていない施設に登録研究施設が標本を貸し出す際には、目的外使用をしないという誓約書を出してもらうのはどうか。
- ・ 誓約書だけでは抑止効果は見込まれない。例えば安全保障の分野では、二次・三次以降の譲渡を監視するために「同意権」という制度があり、二次以降の移転に際しては原取得者の同意を必要とする。
- ・ 博物館の多くは独自の貸出規定を有しており、個人に標本は貸し出さない事例が多いと承知する。植物には、本制度とは別に、世界的規模での博物館間での貸出しネットワーク制度があり、登録された博物館同士で貸出しを行っている。標本の寄贈も、登録した博物館同士でのみ行う。
- ・ 動物の管理は植物と異なる点はあるが、動物標本の譲渡は行われないのが通例で

あり、展示目的での貸出しが中心である。その際、貸出しは博物館同士で実施し、記憶の範囲では、個人への貸出しを行った事例は承知していない。

- ・日本国内での附属書 I 掲載種の譲渡は規制されており、原則として環境省の許可が必要であるが、大学における教育又は研究目的での譲渡は規制の適用除外となっている。
- ・本制度で輸入した場合と通常の輸入許可制度を利用して輸入した場合、輸入後の取扱いに差異を設けるのか、同等の取扱いをするのかは議論すべき。
- ・本制度の下では輸入が容易になるので、国内での取扱いに差異を設けることには一定の合理性がある。
- ・附属書 I 掲載種の標本の研究目的以外での活用は排除すべき。そのためには、貸与・譲渡先を登録施設に限るのが最も容易である。その際、研究施設に所属していない者による標本へのアクセス方法を、現場の意見を踏まえつつ検討すべき。
- ・一旦輸入してしまえばその後の譲渡は自由ということではなく、国内で商業目的に利用されないようにすべき。譲渡が繰り返された場合、二次譲渡先以降を追跡するのは容易ではない上、譲渡先に非登録研究施設が含まれれば、追跡は一層困難となる。そのため、譲渡は原則として登録研究施設に限定し、例外として共同研究等の形を設けるのでどうか。
- ・登録研究施設間以外の移転でも、期間を限定した上で、契約を締結して管理委託する場合等は含めて良いのではないか。

(結論) 本制度を利用して取得した標本の貸出・譲渡は原則として登録施設間のものに限定し、どのような事例を特例措置として認めるかを継続審議することになった。

【輸出入時に標本に添付するラベル】

- ・ラベルは、研究機関が発行すれば良いのではないか。ラベルには、相手国及び受入国の研究機関名、登録番号、所在地が記載され、税関で確認ができる。住所が異なれば、標本は送付されてこないため、偽造を心配する必要はないのではないか。税関との情報共有を緊密に行うことが重要となる。

(結論) ラベルは、政府が定めた様式に沿って登録研究施設が発給することで見解が一致した。